

「一般乗用旅客自動車運送事業(タクシー事業)における名義貸し行為の判断基準(案)」に対していただいた主なご意見と国土交通省の考え方

	いただいたご意見	国土交通省の考え方
1	<p>この度、国土交通省で示された、タクシー事業における名義貸しの判断基準については、具体的で解りやすい判断基準が示されたと歓迎をし、大いに評価もしている。</p> <p>今後は、判断基準に基づき総合的な判断において名義貸し行為に該当した場合は事業者許可の取消、又、判断基準に数項目の該当がある場合には営業停止及び車両停止等の厳しい対応と厳格な運用をすべき。また、名義貸し行為に該当した事業所で乗務してた運転者についても、何らかの処分が必要である。</p>	<p>名義貸し行為に該当すると判断した場合には、タクシー事業者に対する行政処分等の基準に基づき厳正に対処していくこととしております。</p> <p>また、タクシー事業者が名義貸し行為に該当する場合には、名義貸し行為に該当する旅客運送行為を行った者についても道路運送法に違反することから、必要な行政処分等を行うこととなります。</p>
2	<p>国土交通省が作成したタクシー事業における名義貸しの判断基準、(1)雇用関係、(2)経理処理関係、(3)運行管理関係、(4)車両管理関係、(5)事故処理関係の5項目のうち1項目にでも抵触すれば、「名義貸し」と認定すべきである。</p>	<p>各審査事項は名義貸し行為に該当する可能性を推認させる要素ではありますが、例えば運転者に対する指導・監督不適切といった個々の審査事項に該当する行為のみをとらえた場合は、道路運送法33条で禁止している名義貸し行為には該当しない場合があります。この場合、当然、運行管理不適切など個別の行為については、道路運送法等に違反する事実が認められれば、安全確保等のためにそれぞれに対応した処分・是正指導を行っていくこととなっております。このような場合までも名義貸し行為に結びつけることは法律解釈上困難と考えます。</p> <p>したがって、名義貸し行為に該当するかについては、個々の事案ごとに、他人が許可事業者の名義を用いながら実質的には当該許可事業者から独立した事業主体として、自己の責任、計算と危険負担のもとに旅客運送行為を実施しているかどうかを判断する必要がある、雇用関係、経理処理、運行管理、車両管理、事故処理等の実態を把握のうえ、その事業形態全般を見て総合的に判断することが必要であると考えております。</p>
3	<p>経理処理の内容で名義貸し行為を判断をするというのはおかしいのではないかと。低額運賃事業者でも運行管理等をしっかりと行っている事業者はあり、こうした事業者を経理処理のみを捉えて問題視することは出来ない。</p>	<p>経理処理に係る審査事項は、名義貸し行為を判断するにあたり、許可事業者からの独立性があると疑われる者の旅客運送行為が、損益の帰属の観点でどの程度許可事業者から独立した事業性を有するかを判断するうえで重要な要素であると考えております。</p> <p>なお、各審査事項に該当する行為ごとに名義貸し行為に該当するか否かの結論を求めるのではなく、これらの行為の総体としての事業形態全般を見て、総合的に判断することとしております。</p> <p>また、今回の基準は不適切な事業運営を是正するためのものであり、国土交通省としては、事業者の運賃水準をもって不適切な事業運営か否かを判断することはありません。</p>

4	<p>名義貸しの判断基準について以下の点を加えるべき。</p> <p>①タイムカードが存在せず、乗務員の労働時間把握が正確になされていない。</p> <p>②「タコメーター」が存在せず、乗務員の走行状況や旅客の運送状況が正確に把握されていない。</p> <p>③苦情処理体制が明確に確立されておらず、その記録の保管もなされていない。</p>	<p>ご指摘の点は、審査項目として位置づけるよりも、(3)運行管理関係、(5)苦情処理関係の実際の審査の場面において、個々の事業者の事業形態を踏まえ、必要に応じて審査を行う内容のものであると考えております。今後、個別の事業者を審査していく際に、ご指摘の点も念頭におきつつ対応していきます。</p>
5	<p>労働契約以外の労務利用契約である請負や委任による契約を排除すべきである。このためには、使用者が労働時間の適正な管理によって、労働者に対して指揮命令を及ぼしているかどうかを審査事項として加えるべきである。</p> <p>(3)の運行管理はこれに関連する事項ではあるが、労働者の労働に対する使用者の指揮命令を端的に把握するものではない。</p>	<p>名義貸し行為の判断に当たっては、許可事業者からの独立性を判断することとなりますが、その判断に当たっては、ご指摘のとおり、許可事業者の指揮監督が及んでいるかどうかを重要であると考えております。このため、判断基準では、雇用契約の実態や運行管理の実態を把握することとしており、ご指摘の労働時間の適切な管理などについては、運行管理の実態を把握する中で、乗務割りの作成や点呼の実施の確認などを通じて審査することとしております。</p>
6	<p>(2)経理処理関係に許可事業者が負担していない経費として、「燃料費」及び「交通事故に係る保険料」を加えるべきである。</p>	<p>ご指摘の点は、(2)経理処理関係中、「事業用自動車に係る諸経費」の中に含まれており、許可事業者が負担しているかどうかを審査することとしております。</p>